

公益財団法人世田谷区保健センター統括課長 総括係長及び主任の職の指定等に関する規則

平成 3 年 3 月 30 日
（財世保規則第 1 号）

（目 的）

第 1 条 この規則は、統括課長、総括係長及び主任の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 課長 公益財団法人世田谷区保健センター組織規程（昭和 52 年 1 月財世保規程第 2 号。以下「組織規程」という。）第 3 条第 4 項に規定する課長又は総合福祉センター所長の職をいう。
- （2） 係長 公益財団法人世田谷区保健センター組織規則（平成 24 年 3 月公財世保規則第 9 号。以下、「組織規則」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する係長及び主査の職をいう。

（統括課長の職の指定）

第 3 条 理事長は、別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職を統括課長の職として指定することができる。

（総括係長の職の指定）

第 4 条 理事長は、別に定める基準に基づき、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な職務に従事する係長の職を総括係長の職として指定することができる。

2 前項の総括係長の名称については、課長補佐と称することができる。

（主任の職の指定）

第 5 条 理事長は、特に高度な知識又は経験を必要とする職務に従事する係員の職を主任の職として指定することができる。

（統括課長等の任免）

第 6 条 統括課長、総括係長及び主任の任免は、理事長が行う。

（委 任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任選考に関する規則（平成元年11月財世保規則第4号）の規定により昇格任用されている者は、この規則の規定により任命されたものとみなす。

附 則（平成4年7月15日規則第4号）

この規則は、平成4年7月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成21年1月29日規則第4号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日規則第9号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日規則第5号）

この規則は、平成25年3月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月2日規程第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。